上尾市上尾南地域包括支援センター（介護予防支援）運営規定

（事業の目的）

第1条　この規程は、医療法人藤仁会が開設する上尾市上尾南地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業及び介護予防ケアマネジメントの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定介護予防支援及び介護予防支援ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、事業を利用する居宅要支援者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業所の担当職員は、利用者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、当該利用者の依頼を受けて、介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係機関、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体及び地域関係者との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

３　事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。

４　事業所の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえ可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮する。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）　名称　上尾市上尾南地域包括支援センター

（2）　所在地　埼玉県上尾市仲町１－８－３２

（職員の職種、人数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職種、職員の人数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）　管理者

ア　人数　１名（常勤）

イ　職務内容　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとすること。

（2）　担当職員

ア　主任介護支援専門員　　１名（常勤）

　　保健師・看護師等　　１名（常勤）

　　社会福祉士に準ずるもの　　１名（常勤）

イ　職務内容　担当職員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に関する業務に当たること。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）　営業日　月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月29日から翌年の1月3日までを除く。

（2）　営業時間　午前8時 30 分から午後5時 30 分まで

（指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容）

第6条　指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

（1）　利用者の相談は、事業所内、利用者の居宅その他必要と認められる場所において行うものとすること。

（2）　利用者及びその家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定すること。

（3）　サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成すること。

（4）　指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行うこと。

（5）　計画に規定する期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行うこと。

（指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料その他の費用の額）

第7条　指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び市長が別に定める基準の規定によるものとし、当該指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条　通常の事業の実施地域は、上尾市（仲町・宮本町・愛宕・栄町・日の出・東町・上尾下）とする。

（苦情処理）

第9条　事業所は、自ら提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第 10 条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市及び利用者の家族に連絡を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 11 条

1　事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2　管理者及び担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3　事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は上尾市、医療法人藤仁会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和4年1月11日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日施行
平成 30 年 1 月 1 日改正
平成 30 年 9 月 21 日改正
令和５年 1 月 1 日改正
令和５年２月２１日改正
令和 6 年 4 月 21 日改正
令和 6 年 5 月 1 日改正
令和８年４月１日改正
令和 8 年 10 月 1 日改正
令和 8 年 10 月 7 日改正